

四日市港管理組合パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続について必要な事項を定め、四日市港の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民等の参画による開かれた港湾行政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、四日市港管理組合(以下「管理組合」という。)の計画等(次条の規定によりパブリックコメント手続の対象となるものをいう。以下「計画等」という。)を策定又は制定等する過程において、案の段階で公表し、住民等からの意見を求め、提出された意見を考慮して計画等を定めるとともに、意見に対する管理組合の考え方を明らかにする一連の手続をいう。

(対象)

第3条 管理組合は、次に掲げるものについて、パブリックコメント手続を実施するものとする。

- (1) 四日市港の政策に関する基本的な計画の策定又は改定
 - (2) 住民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃に係る案の策定(分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)
 - (3) 管理組合の基本的な制度を定める条例又は住民生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - (4) 前各号に定めるもののほか、管理組合が特に必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、本手続を行わないことができる。

- (1) 住民等からの意見の聴取について、法令等に別段の定めのあるもの
- (2) 迅速性、緊急性を要するもの
- (3) 軽微なもの
- (4) 審議会等が本手続を経て作成した答申等に基づき計画等の策定をするもの

(計画等の案の公表等)

第4条 管理組合は、本手続の対象となる計画等を策定又は制定等しようとするときは、意思決定を行う前の適切な時期に、当該計画等の案を公表するものとする。

- 2 管理組合は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、次に掲げる事項を併せて公表するものとする。

- (1) 計画等の案の概要
- (2) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (3) 意見の募集期間、提出方法及び提出先
- (4) その他意見の募集に関し必要な事項

3 管理組合は、計画等の案を公表するときは、次に掲げるもののうち複数の方法を活用し、積極的に周知を図るものとする。

- (1) 管理組合ホームページへの掲載
- (2) 管理組合が指定する場所での閲覧
- (3) 報道機関への資料提供
- (4) その他実施機関が必要と認める方法

(意見の提出期間及び提出方法)

第5条 意見の提出期間は、計画等の案の公表の日から1か月程度を目安として定めるものとする。

2 前項に規定する意見の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理組合が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他管理組合が適当と認める方法

3 意見を提出しようとする住民等は、住所、氏名等を明らかにしなければならない。

(意見の取扱い等)

第6条 管理組合は、前条の規定により住民等から提出された意見を考慮して、計画等についての意思決定を行うものとする。

2 管理組合は、前項の規定により計画等の案についての意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 提出された意見の概要
- (2) 提出された意見に対する管理組合の考え方
- (3) 計画等の案を修正したときは、その内容

3 前項に規定する公表は、原則として、第4条第3項によるものとする。

4 管理組合は、提出された意見のうち、公表することにより住民等の権利利益を侵害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができるものとする。

(実施状況の公表)

第7条 管理者は、本手続を行っている又は行った案件の一覧を作成し、公表するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本手続に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。